

ヘルスケアアーカイブズの保存と利活用における倫理的配慮

——医療・福祉・保健・疾病・障害に関する歴史的資料を継承し社会にひらくために——

Ver.1(2026年3月30日策定)

JST-RISTEX 科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題への包括的実践研究開発プログラム
(RInCA)

「医療・ヘルスケア領域における ELSI の歴史的分析とアーカイブズ構築」
(研究代表者・後藤基行/立命館大学)

【目次】

1. はじめに
 2. ヘルスケアアーカイブズの保存の意義
 3. 差別・偏見への対処や二次被害の防止、利用者の責任
 4. プライバシー保護への配慮
 5. 利活用審査のあり方
 6. 当事者参画と患者・市民参画 (PPI)
 7. 成果の公表と還元
 8. アクセシビリティ
 9. 謝辞
 10. 作成の経緯と関係者一覧
 11. 研究プロジェクト
- 注
参考資料

1. はじめに

本文書の位置付け

本文書は、医療、福祉、保健、病気や障害に関わる歴史的資料・記録——以下、総称して「ヘルスケアアーカイブズ」と呼ぶ——を社会にとって重要なものとして位置づけ、その保存の意義を示そうとするものである。その上で、ヘルスケアアーカイブズの公開および利活用に関わる機関、あるいはそれを保有している機関・団体が、関係する制度設計や日常的な運用を検討する際に参照できる倫理的配慮と実践上の留意点を示すものでもある。なお本文書は、特定の機関の公式な運用規程や一律の基準を定めるものではない。各機関においては、関係法令、所蔵資料の性質、資料に関わる本人・家族・当事者コミュニティの状況、利用目的および社会的影響を踏まえ、本文書を参照しつつ個別に判断することが求められる。また、本文書は、今後の実践や関係者との対話を通じて継続的に見直されるべきものである。

ヘルスケアアーカイブズの重要性

ヘルスケアアーカイブズは、個人の人生や尊厳に深く関わる重大な意味を持ちうるものである。またヘルスケアアーカイブズは社会全体にとっても、これまで医療や福祉がどのように実践され、どのような制度や考え方のもとに成り立ってきたのかを振り返り、将来を考えるための重要な手がかりにもなりえる。ヘルスケアアーカイブズの資料や記録には、当時の人々が病や障害と向き合いながら生きてきた日常の営みや、医療や福祉、保健の実践、それに関わる政策のあり方が、具体的なかたちで刻み込まれている。

しかし、これまで日本では、医療や福祉、保健、病や障害に関する資料・記録は、必ずしも長期的な継承の対象とはされず、多くが廃棄されてきた。資料の保管と利活用を目的とする公文書館さえも、ヘルスケアアーカイブズを主要な保存対象とみなしてこなかった状況がある。

そのため私たちは、ヘルスケアアーカイブズを医療や福祉、保健、病や障害との関係性を避けて通ることのできない一人ひとりの人間にとって重要な資料・記録であると位置づけ、社会の中で適切に保存され、必要に応じて社会に開かれ利活用されていくことが重要だと考えてきた。

本文書の検討の経緯

また、資料・記録を後世に残すだけでなく、必要な場面で利活用していくためには、どのような倫理的配慮が求められるのかを整理しておくことが欠かせない。障害や疾患に関する内容には、差別や社会的不利益につながり得るため慎重な配慮を要する機微（センシティブ）な情報が含まれる可能性があり、資料・記録の取り扱いや利活用のあり方を議論するにあたっては、専門家以外の人々の関与を促し、患者・当事者や市民の視点を取り入れる患者・市民参画（PPI：Patient and Public Involvement）のような取り組みを通じて、社会に開かれた運用のあり方の検討が行われる必要がある。そこで私たちの研究グループでは、2023年から2026年にかけて障害や難病の当事者・家族・支援者、市民、研究者が対話と議論を重ね患者・市民参画（PPI）を実践しながら、守られるべき倫理的配慮のあり方について検討してきた。

ここに掲げる「ヘルスケアアーカイブズの保存と利活用に求められる倫理的配慮」は、そうした取り組みの成果をまとめた文書である。本文書が、医療機関や福祉施設、患者および障害者の当事者団体、支援団体、ボランティア団体、そして文書館やアーカイブズ所蔵機関において、保存と利活用のあり方を考える際の手がかりとなることを願っている。

2. ヘルスケアアーカイブズの保存の意義

これまで日本国内において、医療、福祉、保健、病や障害に関する歴史的資料・記録は、長期的に継承すべき対象としては扱われにくく、散逸や消失の危機に直面してきた。社会的資源の不足やプライバシーリスクへの懸念から、廃棄が優先される実情もある。しかし、これらの資料・記録は、少なくとも次の諸点において重要な社会的意義を有する。

歴史的 ELSI の検証基盤

医療、福祉や保健に関する資料・記録を保存することには、第一に、過去の制度、政策、実践を一次資料に基づいて検証しうる基盤を確保する意義がある。医療、福祉や保健の制度は、特定の時代の知識、社会規範、政治的判断のもとで形成されてきたものであり、その事実や妥

当性、問題点を検証するためには、当時の資料・記録を継承することが不可欠である。とりわけ、病者や障害者に対して行われた医療・福祉・保健の実践に内在していた倫理的・法的・社会的課題(ELSI: Ethical, Legal and Social Issues)を実証的に捉え直し、当事者の尊厳を回復し、知見を現代の政策や実践に活かしていくうえで、ヘルスケアアーカイブズは重要な基盤となる。

関係者や当事者の記録の可視化

第二に、これらの資料・記録は、医療や福祉に従事した人びとの実践や努力、患者会・当事者団体・支援団体による地道な活動、権利擁護運動や社会運動の歩み等を記録し、継承する意義をもつ。そこには、制度や政策の表面だけでは捉えきれない、病や障害をもつ人びとの生活世界、家族の経験、支援の工夫、社会との摩擦や交渉の歴史が含まれている。また、その存在自体を不可視化されてきた病や障害をもつ人びとが、具体的な名前と経験を有する存在として記録されることで、そうした人びとと社会の歩みを捉え直すことが可能になる。こうした記録は、病や障害をもつ人びとを社会の歴史の中に適切に位置づけ、不可視化されがちであった経験を継承するための貴重な資源である。

将来における学術的価値

第三に、ヘルスケアアーカイブズの意義は、作成時点で確定するものではなく、将来において新たな学術的・社会的価値を見いだされる可能性がある。現時点では個人的、限定的に見える記録であっても、後世において政策史、医療史、障害史、患者運動史、生命倫理や公衆衛生学、そして当事者の尊厳の回復などの様々な学術的観点から重要な意味を帯びることがある。そのため、短期的な実務上の都合やリスクのみを理由に一律に処分するのではなく、将来的な意義も視野に入れた慎重な判断が求められる。

3. 差別・偏見への対処や二次被害の防止、利用者の責任

差別・偏見への対処と二次被害の防止

ヘルスケアアーカイブズの利活用にあたっては、当該資料に記録された本人のみならず、その家族、子孫、関係するコミュニティに対する差別・偏見を助長しないよう、十分な配慮が求められる。とくに、疾患や障害に関する情報は、社会的文脈によっては、特定の個人や集団への不利益な評価、不当な排除、歴史的偏見の再生産に結びつくおそれがある。したがって、ヘルスケアアーカイブズの管理者は、資料・記録の性質と利用目的を踏まえ、こうした二次被害の可能性を事前に検討する必要がある。

利用者の責任

また、ヘルスケアアーカイブズの利用者には、法令遵守にとどまらない倫理的責任が求められる。利用者は、資料・記録の歴史的背景や作成文脈、当事者、血縁者・子孫や関係者の置かれた状況を理解する必要があり、差別や偏見を助長したり、特定の個人・集団への不利益を招きうる態様で用いるべきではない。利用申請に際しては、利用の目的、方法、成果公表の有無やあり方を明示し、求められた条件や誓約事項を遵守する責任を負う。

生成 AI や新たな技術による利用

さらに、生成 AI その他の新たな技術による利用についても注意を要する。ヘルスケアアーカイブズをもとに作成されたデータが機械学習や自動生成の用途に用いられる場合には、偏見の再生産、誤った推論、社会的分断の強化といった新たなリスクが生じうる。現時点ではなお継続的な検討を要する課題であるが、少なくとも管理者および利用者は、その技術的利便性のみを理由として利用を正当化するのではなく、社会的影響を含めて慎重に判断すべきである。

4. プライバシー保護への配慮

プライバシー保護における考え方

ヘルスケアアーカイブズには、個人の疾病、障害、受療歴、生活状況、家族関係その他の機微性の高い情報が含まれるため、プライバシー保護は保存と利活用の全過程に通底する重要事項である。とりわけ、特定可能性の高い資料・記録や、本人以外の第三者に関する情報を含んだり、子孫や血縁者に不利益を及ぼしうる資料・記録については、運用のあり方を一律に判断するのではなく、資料の性質、経過年数、社会的影響、利用目的等を踏まえ、個別的に判断する必要がある。

公開までの期間

公開の時期については、資料・記録の価値を社会に活かす観点から、可能な限り早期あるいは適切な時期に利用可能性を開く努力が求められる。一方で、一律の時間の経過のみをもってリスクが消滅するとみなすことは適切ではない。明らかに特定性が高い資料、または現在も本人や家族に具体的な不利益を及ぼしうる資料・記録については、非公開、公開制限、利用目的の限定、一定期間の閲覧停止等を含めた柔軟な対応を検討すべきである。

忘れられる権利への配慮と継承する意義

本人や血縁者等から、資料・記録の削除、非公開等に関する申し出や相談があった場合には、その内容を誠実に受け止め、直ちに廃棄するか否かの二者択一で対応するのではなく、歴史的継承の意義との均衡を図りつつ、一定期間の利活用停止や利用目的の制限など、複数の対応策を検討することが望ましい。個人の自律性や忘れられる権利への配慮は重要であるが、同時に、歴史的・公共的・学術的価値をもつ資料・記録の保存意義も慎重に評価されるべきである。

なお、プライバシー保護のあり方の検討は、専門家のみで完結するべきではない。患者・当事者、家族、地域の市民の視点を取り入れつつ、対話に基づいて運用のあり方を継続的に模索することが重要である。

5. 利活用審査のあり方

ヘルスケアアーカイブズの利活用にあたっては、資料・記録の歴史的価値を活かしつつ、プライバシー侵害や差別・偏見の助長等のリスクを適切に管理するため、一定の審査体制を整備

することが求められる。なお、ここで言う利活用審査とは、研究主題の価値そのものを選別することではなく、資料・記録の性質や利用目的等を踏まえて利用条件を定めて審査する一連の手続を指している。利活用審査においては、少なくとも、利用目的の公益性と説明可能性、研究や利活用の方法、データ管理の方法、プライバシー保護の対応、成果公表の方法、社会的影響の可能性等を確認する必要がある（注）。とくに、患者・家族や市民は、自らに関わる情報がどのような目的で用いられるのかを重視していることから、目的の公益性と説明可能性は審査の重要な観点となる。こうした利用条件や審査基準は、可能な限り文書化し、同様の条件にある利用者に対して公平に適用されること、また審査結果は必要に応じて再審査または不服申立ての機会が確保されることが望ましい。

審査委員の構成

審査を行う協議体の構成員については、専門的知見を有する者のみに限定するのではなく、患者・家族、当事者、市民等の参画のあり方を検討することが望ましい。ヘルスケアアーカイブズの利活用は、単なる技術的管理の問題ではなく、社会的記憶の継承と当事者への影響を含む公共的判断であるため、多様な視点を反映した審査体制が必要である。

利用者の責務

利用者は、審査時に示した計画および利用規約に従って資料・記録を利用し、倫理的責務を遵守し、その成果や公表内容について管理主体に報告する責任を負う。成果の報告は、利用の透明性と説明責任を確保し、将来の運用改善に資するためにも重要である。

なお、ヘルスケアアーカイブズの利用者については、現段階では、研究者や学生による学術研究利用に加え、家族や子孫、記録対象の施設関係者等による利用を中心に制度設計を進めることが現実的に想定される。他方で、行政、教育機関、メディア、市民などによる幅広い利活用の可能性も視野に入れつつ、ヘルスケアアーカイブズのガバナンスと技術的基盤の成熟に応じて制度設計を検討していく必要がある。また、当事者団体や個々の施設などが体制を検討するにあたっては、ヘルスケアアーカイブズに関する知見を有する研究機関や団体と連携し、助言を受けたり、保存と利活用を委託することなども選択肢の一つとなるだろう。

6. 当事者参画と患者・市民参画（PPI）

ヘルスケアアーカイブズの評価・選別、公開および利活用に関する意思決定は、専門家のみで完結させるべきではない。医療や福祉、病や障害に関する資料・記録は、特定の個人や家族、当事者コミュニティの経験や歴史に深く関わるものであるため、その取扱いのあり方を検討するにあたっては、患者・家族、障害当事者、市民など、多様な立場の人びとの視点を反映させることが重要である。患者・市民参画（PPI）は、このような資料・記録の運用を社会に開かれたものとし、その公共性と妥当性を高めるうえで重要な意義を有する。

意思決定やガバナンスへの当事者参画や患者・市民参画（PPI）

当事者参画や患者・市民参画（PPI）は、単に意見を聴取する機会を設けることにとどまらず、保存・廃棄の決定、利活用審査、公開基準の策定、運用ルールの見直し、成果還元の方法

の検討など、ヘルスケアアーカイブズの評価・選別、意思決定やガバナンスに関わる重要な局面に実質的に組み込まれることが望ましい。とりわけ、どのような資料・記録にどの程度の制限を設けるべきか、どのような利用目的が公益性や説明可能性の観点から妥当か、どのような公表のあり方が当事者や市民にとって受け入れやすいかといった点については、専門的判断だけでは十分でない場合がある。多様な経験と価値観に基づく対話を通じて運用を組み立てることが求められる。

成果還元や教育啓発への助言

また、管理者や利用者による成果の公表や教育啓発においても、患者・当事者や市民の視点を取り入れることが重要である。ヘルスケアアーカイブズを通じて得られた知見や歴史的理解を社会に伝える際には、専門的関心のみに偏ることなく、資料・記録の背景にある経験や文脈を丁寧に伝え、差別や偏見の再生産を慎重に避けながら、理解と対話を促進することが求められる。

当事者、患者・家族などのコミュニティとの協働

当事者団体、患者会、家族会や支援団体等が保管してきた会報、運営記録、要望書や活動資料などは、それ自体が重要な歴史的資料である。これらの資料の保存や整理にあたっては、単に外部の専門機関が受け入れるだけでなく、当該コミュニティと協働し、資料・記録の来歴、意味づけや公開範囲等について相互に確認しながら進めることが望ましい。ヘルスケアアーカイブズは、資料の受け手による一方的な管理ではなく、記録を生み出し、受け継いできた当事者との協働のもとに構築されるべきである。

7. 成果の公表と還元

成果の公表

ヘルスケアアーカイブズを用いた学術研究その他の利活用において得られた成果は、適切なかたちで管理主体に報告され、可能な範囲で社会に共有されることが望ましい。とくに、学術研究利用の場合には、利用者が公表した論文、報告書、展示、教材その他の成果物について、アーカイブズの管理者に報告する仕組みを整えることが重要である。これは、資料の利用状況を把握し、運用の透明性と説明責任を確保するとともに、当該アーカイブズがどのような社会的・学術的価値を生み出しているのかを可視化するためでもある。

また、成果の公表は、専門家のあいだのみで完結しないように努めることが望ましい。ヘルスケアアーカイブズの資料・記録には、患者、家族、支援者、地域社会など、広範な人びとの経験と歴史が関わっていることから、得られた知見や成果については、当事者コミュニティや地域の人びとに対しても、可能な限りわかりやすいかたちで還元されることが望ましい。こうした還元は、単なる周知にとどまらず、資料の保存と利用が一部の研究者や専門職の利益のためだけに行われるのではなく、社会に開かれた公共的営みとして位置づけられるためにも重要である。

成果の還元、ベネフィット・シェアリング

成果還元のあり方を考えるうえでは、ベネフィット・シェアリングの観点が必要である。アーカイブズの利活用から得られた知見や社会的価値は、可能な範囲で当事者コミュニティや関係者にも共有され、資料・記録に記された人びとへの敬意、文脈の理解および権利擁護の観点に基づいて工夫されるべきである。たとえば、ウェブサイトでの成果紹介、一般向けの報告会、展示、教材化、対話型イベントなど、多様な還元の方法を検討することが望ましい。

ただし、成果の公表や還元にあたっては、わかりやすさや社会的関心を優先するあまり、資料中の個人や集団が過度に可視化されたり、センセーショナルに扱われたりしないよう留意しなければならない。記録対象者の尊厳や関係者への影響に配慮することは、差別や偏見の防止を重視する本文書の原則とも一貫する。

8. アクセシビリティ

ヘルスケアアーカイブズの管理者は、可能な限り、誰もが利用しやすいかたちでアーカイブズを整備することが望ましい。とりわけ、病気や障害のある人びとが、資料・記録の所在確認、利用申請、閲覧、相談、成果へのアクセス等の各段階において不利益を被ることがないように、アクセシビリティの確保は、付随的配慮ではなく、運用の基本要件の一つとして位置づけられるべきである。

アクセシビリティの確保にあたっては、物理的なアクセスのしやすさだけでなく、情報へのアクセスのしやすさにも配慮する必要がある。たとえば、利用案内や申請手続を理解しやすい表現で示すこと、必要に応じて読み上げ、字幕、文字情報の提供、代替的な連絡手段、オンライン対応等の情報保障の方途を検討することが重要である。また、申請や利用にかかる手続が過度に複雑であること自体が利用障壁となりうるため、必要な個人情報保護や利活用審査の水準を維持しつつ、手続の簡明化にも努めるべきである。

さらに、アクセシビリティは、単に施設設備や情報保障の問題に限定されない。どのような人びとが利用者として想定されているのか、誰に向けて説明がなされているのか、どのような利用場が想定されているのかといった、制度設計全体に関わる課題でもある。そのため、アーカイブズの管理者は、実際の利用者や当事者の経験に学びつつ、アクセシビリティの継続的な見直しを行うことが望ましい。

9. 謝辞

本文書の策定にあたっては、研究班に参加し、議論に継続的にご協力くださった患者・市民アドバイザーボード（PAB: Patient and Public Advisory Board）の皆様から、多くの貴重なご意見と示唆をいただいた。患者、家族、当事者、市民としてのそれぞれの経験と視点に根ざしたご発言は、医療や福祉、病や障害に関する歴史的資料・記録の保存と利活用に必要な倫理的配慮を検討するうえで、きわめて重要な意義を有するものであった。ここに、患者・市民アドバイザーボード（PAB）の8名の皆様に、心より感謝申し上げます。また、貴重なご助言をくださった本研究グループ内外の研究者の方々にも御礼を申し上げます。

10. 作成の経緯と関係者一覧

本文書の策定のプロセスでは、当初から研究者と患者・市民アドバイザリーボード（PAB）が協働して必要な要素を議論してきた。2023年から2026年の期間、計10回に及ぶ患者・市民参加型ワークショップを通じて、ヘルスケアアーカイブズでの利活用が想定される一次資料の理解と、倫理的配慮の検討を行ってきた。また、市民を対象としたヘルスケアアーカイブズのリスク・ベネフィット認識に関する質問紙調査と、患者・家族と市民を対象としたフォーカスグループインタビュー（FGI）を通じて、より幅広い患者・市民の認識を把握し、倫理的配慮の論点を探索する参考とした。

また、本文書の策定には主に以下の関係者が関わっているが、記載したほかにも有用な助言を下された研究者、プロジェクト運営を支えてくださった関係者の方々の存在があることを記しておきたい。

* JST-RISTEX RInCA 「医療・ヘルスケア領域における ELSI の歴史的分析とアーカイブズ構築」

後藤基行、松原洋子、渡部沙織、鈴木裕貴、赤司友徳、坂井めぐみ、谷田朋美、利光恵子、竹島正、松岡弘之、佐藤沙織、川端美季、末田邦子、藤田卓仙、久保田明子（順不同）

* 患者・市民アドバイザリーボード（PAB）

石井保志、小幡恭弘、久乗エミ、小島幸子、藤井克徳、中島福代、永森志織、増田一世（50音順）

11. 研究プロジェクト

この文書の策定は、JST-RISTEX 科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題への包括的実践研究開発プログラム（RInCA）「医療・ヘルスケア領域における ELSI の歴史的分析とアーカイブズ構築」（研究代表者：後藤基行／立命館大学・JPMJRS22J3）の中核的課題として取り組まれた。

また、以下の研究成果の一部が含まれている。

- 科学研究費助成事業 挑戦的研究(開拓) 「「ヘルスケア政策史研究」領域創成の基盤構築とアーカイブズ整備－PPI の実践と共に」（研究代表者：後藤基行／立命館大学・JP23K17288）
- 立命館大学：立命館先進研究アカデミー(RARA) 「患者／当事者・市民の参画を通じたヘルスケア・アーカイブズのオープンデータ化と MLA 構想の推進」（研究代表者：後藤基行／立命館大学）
- 科学研究費助成事業 基盤研究(S) 「デジタル・アーカイブを活用した総合的な優生政策史研究」（研究代表者：松原洋子／立命館大学・JP25H00390）

注

ICA の規範・原則・技術ガイダンスでは、無差別・公平なアクセスを求める一方、資料の性質や利用者カテゴリーに応じたアクセス・ポリシー、例外的アクセス、アクセス・レビュー（access review）を排除するものではない。ICA, *Code of Ethics* (1996); ICA, *Principles of Access to Archives* (2012); ICA, *Technical Guidance on Managing Archives with Restrictions* (2014); ICA Human Rights Working

Group, *Basic Principles on the Role of Archivists and Records Managers in Support of Human Rights* (2016, PCOM-endorsed ICA working document) 参照。

参考資料

本文書の策定のプロセスでは、様々な領域における研究倫理やアーカイブズ倫理に関する資料を参考としてきたが、重要なものについて以下に一部紹介する。

◆ICAにおけるアーカイブズ倫理・アクセス・人権に関する文書

ICA (International Council on Archives、国際アーカイブズ評議会) は、アーカイブズの倫理、アクセス、制限付き資料の管理、人権支援に関する重要文書を公表している。以下の文書は、本文中の利活用審査、アクセス条件、プライバシー保護、人権配慮の位置づけを考えるうえで重要な参照資料である。

- International Council on Archives. *Code of Ethics*. 1996.
(<https://www.ica.org/resource/ica-code-of-ethics/>)
- International Council on Archives. *Principles of Access to Archives*. 2012.
(<https://www.ica.org/resource/principles-of-access-to-archives/>)
- International Council on Archives. *Technical Guidance on Managing Archives with Restrictions*. 2014. (<https://www.ica.org/resource/technical-guidance-on-managing-archives-with-restrictions/>)
- ICA Human Rights Working Group. *Basic Principles on the Role of Archivists and Records Managers in Support of Human Rights*. 2016. (PCOM-endorsed ICA working document).
(<https://www.ica.org/resource/basic-principles-on-the-role-of-archivists-and-records-managers-in-support-of-human-rights/>)

◆国際的な優生学アーカイブズの実践

優生学に関するアーカイブズの国際的実践は、ヘルスケアアーカイブズのあり方を考えるうえでも示唆的である。たとえば、カナダの Living Archives on Eugenics in Western Canada では、サバイバーやコミュニティとの協働を通じて歴史的継承が試みられている。他方、米国の コールドスプリングハーバー研究所 (CSHL) が国立ヒトゲノム研究所 (NHGRI) の ELSI プログラムの助成を受けて作成した Image Archive on the American Eugenics Movement では、教育・研究目的で画像の一次資料を広く公開しつつ、差別的表現を含む歴史資料の文脈化や、個人情報保護のための編集措置が講じられている。これらの事例は、機微性の高い歴史資料の保存、公開、当事者への配慮をどのように併存させるかを考える際の重要な参照例となる。

- Living Archives on Eugenics in Western Canada. *Eugenics Archive*.
(<https://www.eugenicsarchive.ca/>)
- Cold Spring Harbor Laboratory, Dolan DNA Learning Center. *Image Archive on the American Eugenics Movement*. (<http://www.eugenicsarchive.org/>)

◆先住民族資料をめぐるアーカイブズ実践

先住民族資料をめぐる国際的な実践では、資料を所蔵する機関の論理だけでなく、関係するコミュニティの視点を踏まえた保存・記述・アクセスのあり方が重視されている。文化的・歴史的に機微性の高い資料の保存と利用に関し、関係コミュニティとの対話と協働、機微性の高い資料への慎重なアクセス管理、記述における文脈化と適切な表現の重要性が指摘されてきた。こうした議論は、医療や福祉、病や障害に関する資料・記録の取扱いを考えるうえでも示唆的である。

- First Archivists Circle. 2007. *Protocols for Native American Archival Materials*. (Society of American Archivists endorsed, August 2018).
<https://www2.archivists.org/groups/native-american-archives-section/protocols-for-native-american-archival-materials-information-and-resources-page>)

◆欧州における医療データとアーカイブ目的保存

欧州では、GDPR において「公共の利益に資するアーカイブ目的」での保存や、歴史研究・統計目的のための個人データ処理に一定の法的枠組みが与えられている。また近年は、European Health Data Space (EHDS) により、健康データの二次利用に関する制度整備も進められている。

- Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation).
- Regulation (EU) 2025/327 of the European Parliament and of the Council of 11 February 2025 on the European Health Data Space and amending Directive 2011/24/EU and Regulation (EU) 2024/2847.